協議２号

長野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する局達（案）要綱

教育委員会事務局総務課

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>１　改正の理由</td><td>教育委員会事務局の課長の専決事項を代決することができる者の範囲を見直すことに伴い、改正するもの</td></tr>
<tr><td>２　改正の内容</td><td>教育委員会事務局の課長が不在のときに、その専決事項を代決することができる者の範囲を次のとおり改める（第９条関係）。
<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>主幹及び学校支援官を置く場合にあっては主幹及び学校支援官が、課長、主幹及び学校支援官が共に不在のとき又は主幹及び学校支援官を置かない場合にあっては課長補佐</td><td>主幹を置く場合にあっては主幹が、課長及び主幹が共に不在のとき又は主幹を置かない場合にあっては課長補佐</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>３　施行期日</td><td>令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>４　審議状況</td><td>(1) 総務部総務課との協議　　３月１０日
(2) 教育委員会法規審査会の決定　　月　　日</td></tr>
</table>

長野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する局達（案）

長野市教育委員会事務局処務規程（昭和41年長野市教育委員会局達第１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「及び学校支援官を置く場合にあつては主幹及び学校支援官が、課長、主幹及び学校支援官が共に不在のとき又は主幹及び学校支援官」を「を置く場合にあつては主幹が、課長及び主幹が共に不在のとき又は主幹」に改める。

附　則

この局達は、令和８年４月１日から施行する。

長野市教育委員会事務局処務規程　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市教育委員会事務局処務規程 昭和41年10月16日長野市教育委員会局達第１号 （専決事項の代決） 第７条・第８条　略 第９条　課長が不在のときは、主幹を置く場合にあつては主幹が、課長及び主幹が共に不在のとき又は主幹を置かない場合にあつては課長補佐が、その専決事項を代決する。	○長野市教育委員会事務局処務規程 昭和41年10月16日長野市教育委員会局達第１号 （専決事項の代決） 第７条・第８条　略 第９条　課長が不在のときは、主幹及び学校支援官を置く場合にあつては主幹及び学校支援官が、課長、主幹及び学校支援官が共に不在のとき又は主幹及び学校支援官を置かない場合にあつては課長補佐が、その専決事項を代決する。